

Bugyônin(奉行人) in the Kamakura (鎌倉) Age

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17112

鎌倉期の奉行人について (二)

〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 各種の奉行人
 - (1) 公家・武家奉行人
 - (2) 鎌倉・六波羅・鎮西奉行人
 - (3) 公事・安堵・官途・寺社・雑人奉行人 (以上本号)
 - (4) 政所・問注・侍所・引付奉行人
 - (5) 地・保・賦・越訴奉行人
 - (6) 本・合・先・当・別奉行人
- 三 引付の設置と引付奉行人
 - (1) 引付の設置
 - (2) 引付奉行人
- 四 むすび

梅田康夫

一 はじめに

中世裁判史研究を通して中世法の特徴を斬新に描き出した笠松宏至氏は、その初期に著した室町後期の意見制度に関する論稿の中で、奉行人の構成する右筆方が公家法における明法家に近似した法曹的機能を果たし、幕府法の進化に寄与していたことを論じた。⁽²⁾その後、鈴木惠津子氏は笠松氏の研究をさらに進展させ、一五世紀前半の六代將軍足利義教の下で意見制度の初期段階が顕現していることを明らかにし、將軍の独裁制を支える法曹官僚としての奉行人層の重要性を論じている。⁽³⁾

このような室町期の武家社会にあらわれた法曹官僚に相当するものが、果たして鎌倉期にも既に存在していたのか否か、本稿は鎌倉期の奉行人とりわけ引付奉行人を分析することによってその点を考えてみたい。これまで鎌倉幕府の裁判制度については石井良助氏や佐藤進一氏の古典的な業績をはじめとして多くの研究が蓄積されてきており、⁽⁴⁾その中で奉行人についても様々に言及されてきたといつてよい。ただそれはあくまでも裁判制度史の一環として触れられることが殆どであり、奉行人という範疇を独自に取り上げて法曹官僚という視点から分析を加えたものはあまりみられなかった。しかしながら、近年になって高橋一樹氏は、訴訟文書についての綿密な古文書学的分析によって、その機能および保管利用のあり方を解明するとともに、⁽⁵⁾そのようなシステムを支える基盤として引付奉行人を中心として法曹官僚の家が形成されたことを論じている。⁽⁷⁾また森幸夫氏は、六波羅探題の職員を網羅的に検出した上で、正安元年（一二九九）までに奉行人を構成する主要な十家が形成され、そして能力主義による独自の法曹官僚層の活躍が見られたことを指摘している。⁽⁸⁾さらに、最近の橋本道範氏の研究は、鎌倉幕府裁許状の様式についての系譜的分析、およびそのような対問型裁許状の武家、寺社、公家、各社会への浸透状況を解明することにより、⁽⁹⁾王朝国家の法曹官僚の系譜を引く幕府の奉行人等の法曹官僚の重要性を強調する。そして、鎌倉幕府は、武

士群と法曹官僚群という二つの異質な勢力によって支えられた、連合政権であったとまで評価する。

たしかにこれらの研究によつて、奉行人とりわけ引付奉行人を法曹官僚として位置づけ得る確とした途が既に定まったかのようにも思える。とはいつても奉行人という概念、範疇はかなり茫漠とした広がりをも有しており、その中で引付奉行人はどのような位置付けになるのか、必ずしも明確とはいえない。そして、一口に法曹官僚といつても奉行人全体をさすのか、あるいは引付奉行人に限定されるのか、それとも引付頭人や評定衆の一部までをも含みこんで考えるべきなのか、そういった点も明確ではないように思える。鎌倉初期の京下官人等を中心的な対象にして、武士に対する文士という切り口から中世社会や幕府組織構造の特徴を論ずる近年の研究の中で、奉行人についてもいろいろに論及はされているが、しかし、鎌倉期全体を通して奉行人の概念を正面から論じているわけではない。そこで本稿ではそもそも奉行人とは何かという基礎的なところから出発して、引付奉行人の実態的な分析を試みることにする。

- (1) 笠松氏の研究の学説史的位置付けについては、ごく最近刊行されたばかりの大山喬平編『中世裁許状の研究』(塙書房、二〇〇八年)に所載された大山氏による「序説」(三頁以下)、および「第一部 中世裁判の研究史」の中の橋本道範氏による「第三章 鎌倉幕府の裁判」(五七頁以下)を参照。
- (2) 『日本中世法史論』(東京大学出版会、一九七九年)六九頁以下。同書に所載された元の論文は、一九六〇年の『史学雑誌』六九巻四号に掲載されたものである。
- (3) 「永享年間訴訟制度」小考——評定衆と右筆方を中心に——(『歴史民俗資料学研究』七号、一三頁以下)。なお、室町初期の幕府裁判制度全体に関する最近の研究として、岩元修「初期室町幕府訴訟制度の研究」(吉川弘文館、二〇〇七年)を参照。
- (4) 『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年)。
- (5) 『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、一九九三年)。本書は最初一九四三年に歎傍書房から刊行され、その後一九四六年に目黒書店から重版が出されたものが、付録をともなつて増補版として復刊された。

(6) ジェフリー・P・マス「鎌倉幕府初期の訴訟制度——問注所と政所を中心に——」(『古文書研究』一二二号、九六頁以下)、笠松前掲書一頁以下、植田信広「鎌倉幕府の裁判における「不理論非」の論理をめぐって」(『法制史研究』二二八号、七一頁以下)、佐々木文昭「鎌倉幕府評定制の成立過程」(『史学雑誌』九二編九号、三三三頁以下)、藤原良章「鎌倉幕府の庭中」(『史学雑誌』九二編一二号、一頁以下)、工藤勝彦「鎌倉幕府初期の訴訟制度に関する一考察——訴訟機関を中心として——」(『史叢』三五号、二〇頁以下)、山本幸司「裁許状・問状から見た鎌倉幕府初期訴訟制度」(『史学雑誌』九四編四号、一頁以下)、新田一郎「日本中世法制史研究の動向から——」(『中世法』の構成を中心に——)、『法制史研究』三六号、一八一頁以下)、佐々木文昭「初期鎌倉幕府問注所試論」(佐伯有清編『日本古代中世史論考』(吉川弘文館、一九八七年)三一頁以下)、稲葉伸道「中世の訴訟と裁判——鎌倉後期の雑訴興行と越訴——」(『日本の社会史』第五卷、裁判と規範(岩波書店、一九八七年)二六四頁以下)、古澤直人「鎌倉幕府と中世国家」(校倉書房、一九九一年)五三頁以下、新田一郎「日本中世の社会と法——国制史の変容——」(『東京大学出版会』一九九五年)一五頁以下、岡邦信「中世武家の法と支配」(信山社、二〇〇五年)七九頁以下、佐々木文昭「中世公武新制の研究」(吉川弘文館、二〇〇八年)二四九頁以下、等を参照。

(7) 『中世荘園制と鎌倉幕府』(塙書房、二〇〇四年)三一九頁以下。

(8) 『六波羅探題の研究』(統群書類従完成会、二〇〇五年)一一七頁以下。なお森幸夫氏は、六波羅奉行人の考察の前提として、鎌倉奉行人の出自等を検討し、奉行人家の成立について論じている。

(9) 大山前掲書の「第二部 裁許状の様態」に所載の論稿「第三章 鎌倉幕府裁許状の歴史的位置——対問・勘判を引用する裁許状の広がり」に注目して——(一六五頁以下)。

(10) さしあたり五味文彦『武士と文士の中世史』(東京大学出版会、一九九二年)五五頁以下、増山秀樹「鎌倉幕府評定衆清原満定の政治的立場」(『遙かなる中世』一八号、二八頁以下)、北爪真佐夫「文士と御家人——中世国家と幕府の史僚——」(『青史出版』二〇〇二年)一頁以下、等を参照。

二 各種の奉行人

(1) 公家・武家奉行人

奉行人の「奉行」とは「奉(うけたまはり)て行(おこな)ふ」ということであり、『武家名目抄』によれば「常に奉行人といへば、引付衆と政所・問注所の寄人とか、れる称谓なれど、もと奉行と云は、君命をうけたまはりて事を行ふの意なるが故に、所職の上下等級にか、はらで、政所の有司たる輩の惣名の如く、かけていひしことあり」とされる。⁽¹⁾ また『古事類苑』官位部三八には、「鎌倉職員三」として「諸奉行」の項が設けられている。ここでは「鎌倉幕府ノ奉行ハ、政務ニ参与シ、公事ヲ奉行スルモノニシテ、或ハ特ニ公事奉行ト云フアリ、又御物沙汰衆ト云フ、而シテ主トシテ其事ニ当ルモノヲ本奉行ト云ヒ、本奉行ニ副タルモノヲ合奉行ト云フ、又常置ノモノアリ、臨時ノモノアリ、幕府創業ノ際ニ置キタルアリ、其末路ニ置キタルアリ、或ハ中途ニシテ廃セラレタルアリ」という総括的な説明の後、評定奉行、官途奉行、恩沢奉行、安堵奉行、賦奉行、問注奉行、越訴奉行、京下奉行、国奉行、保奉行、地奉行、過書奉行、勘定奉行、倉奉行、納殿奉行、寺社奉行、神宝奉行、作事奉行、造営奉行、等といった各種の奉行に簡潔な説明を加えている。⁽²⁾

これらの奉行や奉行人に関する説明は武家社会を前提としたものであるが、まず確認しておかねばならないのは、武家だけではなく中世公家社会においても奉行人の存在が見られたということである。建暦三年(一一二二)「慈鎮所領議状案」の端書には、「先師尊円親王加銘、仍所准正本一也、度々公家武家奉行人等令「実檢」者也」(傍線筆者)とあり、公家と武家の奉行人を並置している。⁽³⁾ そもそも奉行という表現自体が、令制の公文書様式の一つである太政官符等において、その施行を命ずる書止め文言「符到奉行」に由来すると思われる、奉行は朝廷の公事や行事に関連して平安期の公卿の古記録に頻出して⁽⁴⁾いる。藤原良章氏は、直訴としての特質をもった武家庭中に範をとって公家庭中が一二世紀末に成立すること、そしてその背景に一二世紀後半の公家訴訟制における担当奉行制の整備・拡大と「奉行緩怠」という問題点が存在したことを指摘している。⁽⁵⁾ 『民経記』天福元年(一一三三)四月八日条によれば、祭除目に際して「頭弁参入、除目奉行人也」とあり、頭弁が除目奉行人に任ぜられていること

がわかる。このように鎌倉期の公家社会においても、奉行人の存在がみられた。ということでは奉行人は大きく公家奉行人と武家奉行人に大別することができる。本稿では武家奉行人、その中でも鎌倉幕府の奉行人を対象に検討を加えることになる。

- (1) 新訂増補故実叢書『武家名目抄』第一(明治図書出版、一九五三年)九一頁。適宜に読点等を付した。
- (2) 『古事類苑』官位部第一(神宮司廳、一九〇五年)七七九頁以下。ここに引付奉行人があらわれないのは、『武家名目抄』の称呼にしたがつて、引付奉行人を引付衆と表現していることによるものと思われる。
- (3) 『鎌倉遺文』一九七四号。なお文永元年(一二六四)の「檢非違使別当宣」には、「武家奉行人」という表現があらわれている(『鎌倉遺文』九一九二号)。
- (4) ただし、奉行人という表現は平安期の古記録にはみえない。東京大学史料編纂所が公開している古記録データベース(<http://www.ehri.e.u.tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>)で奉行人を検索してみると五四件検出されるが、『民経記』安貞元年(一二二七)二月五日条が最初で他すべて鎌倉期以降にあらわれる。これに対し奉行の方は、『小右記』天元五年(九八二)一月一九日条を最初に総数で一六八七件検出され、平安期に限定しても『殿暦』永久五年(一一一七)十一月一〇日条まで二一九件検出される。奉行人という表現は、奉行を命ぜられた人、その責任者を意味することはいうまでもないが、最初は武家社会で主に用いられ、それが公家社会にも普及したのではないかとも思われる。そして、その後、武家社会においても『武家名目抄』が述べるように、「応永永享の頃より以前は奉行人といふを常とし奉行とのみふは希なりしを応永前後よりこれに反して大かた奉行とのみよばる、事となれり」(前掲『武家名目抄』一五七頁)という状況になった。
- (5) 「公家庭中の成立と奉行——中世公家訴訟制に関する基礎的考察——」(『史学雑誌』九四編一一号、一頁以下)。

(2) 鎌倉・六波羅・鎮西奉行人

鎌倉幕府の奉行人をその幕府組織の所在地との関連から大きく分けると、鎌倉奉行人、六波羅奉行人、鎮西奉行人の三種類に分かれる。

まず鎌倉奉行人についてであるが、仁治元年(一二四〇)に時の執権北条泰時は、六波羅の南北探題であった北

条重時および北条時盛にあてて次のような御教書を發した。⁽¹⁾

一 本補跡所々検断事

右、可レ被レ任ニ先例ニ也、

一 厨屋雜事等事

右、不レ論ニ本司新司、一向停止之、御下知先畢、但至ニ馬草并薪以下雜事ニ者、非ニ沙汰之限、

一 人倫売買事

右、人勾引并売買仲人之輩者、可レ被レ召ニ下関東、被レ売之類者、隨ニ見及、可レ被レ放ニ免其身ニ也、且以ニ此旨、可レ被レ触ニ路次関々ニ也、

一 諸社神人并神官等、令レ書ニ起請文ニ時、於ニ他領社ニ不レ可レ書田事、

右、於ニ京都ニ者、不レ嫌ニ自社他社、於ニ北野社ニ可レ被レ書也、

一 可レ被レ行ニ罪科ニ由、被レ載ニ下御下知狀ニ事

右、自今以後者、可レ書ニ載子細於ニ分明ニ之由、仰ニ鎌倉奉行人等ニ畢、以前条々、可レ被レ存ニ其旨ニ之狀、依レ仰執達如レ件、

仁治元年十二月十六日

前武藏守 判

相模守殿 越後守殿

(傍線筆者)

五ヶ条にわたって政務の指針を示している。最後の第五条は罪科の処断を行つ下知状について、その子細を分明

に書き載せるべきと鎌倉奉行人に命じたことを記している。その趣旨は、罪科の処断については六波羅探題のみに委ねるのではなく、鎌倉奉行人により詳細を記した下知状を作成すること、そのために六波羅探題に対して鎌倉奉行人へ詳細を報告するように求めたものではないかと考えられる。佐藤進一氏が夙に述べているように、六波羅探題の裁判権は初期においては不完全であり、多くの事件が鎌倉に移送され、そして鎌倉末期になっても六波羅探題が裁決できない種類の事件が存在した。⁽²⁾ 佐藤氏が掲げた事項の中には、謀書や下知違背に関連する事件が存在する。鎌倉末期のこのような状況からすると、六波羅探題が成立してまだ間もない仁治元年(一二四〇)の時点では、一般的に刑罰権を独自に行使用することは認められていなかったのではないかと思われる。⁽³⁾ また植田信広氏によれば、検断事案の裁許状は殆ど残存しておらず、その理由の一つとして、無罪判決の場合を除いて、当事者に公布されるような裁許状が作成されなかったのではないかということが推定されている。⁽⁴⁾ この第五条の規定の趣旨が必ずしも鮮明とはいえないのは、そのような点と関係するのかもしれない。

それはともかくここで鎌倉奉行人と総称している中には、この段階ではまだ引付は成立していないので、評定衆が兼務する政所や問注所および侍所の執事や所司等とその下僚全体が含まれるのであろう。いわば極めて広義の意味での奉行人の用法といえる。

次に六波羅奉行人についてである。以下に掲げるのは、藤原南家の流れをくみ政所執事を代々世襲した二階堂家の傍流に位置する二階堂行顕が、建長六年(一二五四)頃に発した書状とされる。⁽⁵⁾ 詳細は必ずしも判然としないが、京都大番役に関する忽那二郎左衛門尉からの問い合わせに対し、来たる七月より停止するよう求めたものようである。建長三年(一二五一)に京都大番役は御家人役として限定されたが、そのことと関連がありそうである。⁽⁶⁾

去四月廿日御札、五月廿九日到来、委細承候了、

抑京都大番事、去々年御使下向之時、御返事申候了、如_レ此寄子年来御勤仕之条、不_レ及_二異儀_一候、被_二尋_一候者、可_レ申_二子細_一候也、兼又京都大番者、自_二来七月_一被_レ止候之間、其沙汰同不_レ可_レ有候、但成_二御下知_一候ハん事、不_レ可_レ有_二其沙汰_一候也、於_二六波羅奉行人_一被_二聞食_一了、御下知候ハぬ様_二、可_レ有_二御計_一候、恐々謹言、

六月二日

前常陸介(花押)

進上 忽那二郎左衛門尉殿御返事

(傍線筆者)

承久三年(一一二二)の承久の乱を契機に成立した六波羅探題には、政所や問注所は設けられず、評定衆が一一四〇年代後半、引付方が弘安元年(一一二七八)以前、検断方が正安二年(一一三〇〇)から正和二年(一一三一一)の間に置かれた。建長六年(一一五四)の段階ではまだ引付方と検断方は成立していないので、評定衆とその下僚だけが存在していたと思われる。ここでいう六波羅奉行人は、下僚だけではなく評定衆、あるいはその一部を含んだものではなかったかと思われる。

最後に、鎮西奉行人について述べる。『吾妻鏡』文治二年(一一八六)二月一〇日条に、「今日、藤原遠景為_二鎮西九国奉行人_一とあり、義経搜索のために九州に派遣された藤原遠景を鎮西奉行人としたことがわかる。また、幕府の組織構成について記した『吾妻鏡』建久二年(一一九一)正月一五日条にも、公事奉行人と並んで鎮西奉行人として「内舍人藤原朝臣遠景」の名が挙げられている。かつての平氏の勢力基盤でもあった九州の御家人対策が鎮西奉行人設置のもう一つの目的であったが、これ以降の鎮西奉行人の存在やあり方については諸説が錯綜して_二る_一。

その後、二度にわたる蒙古襲来の後、幕府はさらなる攻撃に備えて様々な措置を講じ、その一つとして鎮西御家人が訴訟等で本領を離れることを防ぐために鎮西における裁判機関の整備をはかった。弘安七年（一二八四）には鎌倉の引付奉行人と地元の有力守護からなる一種の合議裁定機関、弘安九年（一二八六）にはそれをより発展させた鎮西談議所、そして最後にその完成形態として鎮西探題が永仁元年（一二九三）に設置された。⁽¹⁰⁾次に掲げるのは、正応六年（一二九三）に執権の北条貞時および業時の名で発せられた御教書案である。⁽¹¹⁾

異国防禦事、鎮西地頭御家人并本所一円地輩、從_レ守護之催、且令_レ加_レ警固用意、且可_レ抽_レ防戰忠功_二之由、先度被_レ仰下_一畢、而被_レ定_二鎮西奉行_一人等之間、若不_レ從_二守護_一之族出来歟、如_レ然之輩、縱雖_レ致_二合戰_一、不_レ可_レ有_二其賞_一、可_レ被_レ処_二不忠_一也、早存_二此旨_一、可_レ令_レ相_レ觸薩摩國中_一状、依_レ仰執達如_レ件、

正応六年三月廿一日

陸奥守在判

相模守在判

嶋津下野三郎左衛門尉殿

（傍線筆者）

異国防御について地頭や御家人等に対し守護の命令に従うべきこと、さもなければたとえ合戦をしたとしても恩賞にあずかれないことを、薩摩国中に触れることを命じている。同じ宛所に対するほぼ同一の案文が、弘安九年（一二八六）に既に存在している。⁽¹²⁾ここに鎮西奉行人が定められたとあるが、瀬野精一郎氏によれば、それは職務分担をした多くの鎮西奉行人を新たに設けたことを意味しており、その中には「蒙古襲来に備えて鎮西に派遣された北条氏一族、鎮西特殊合議制訴訟機関の構成員、鎮西談義所頭人たち」⁽¹³⁾が含まれる。延慶二年（一二三〇九）の「肥前

武雄社大宮司藤原国門申状案」には、鎮西奉行人として信濃前司時連と矢野加賀守倫綱の二人の名が挙げられている。⁽¹⁴⁾ 佐藤進一氏によれば、北条兼時が鎮西探題に任ぜられた永仁元年(一二九三)頃に引付方が整備されたようであり、前記兩名は引付奉行人であったと思われる。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

以上、鎌倉・六波羅・鎮西の三種類の奉行人について述べてきた。これらはそれぞれの地に存在した奉行人の総称であり、そこには評定衆的な者も含めて様々な性格を持つ者が含まれているといつてよい。勿論その中で鎌倉幕府の武家奉行人の中心は、鎌倉奉行人にあつたことはいうまでもない。とりわけ鎌倉初期においては、まだ六波羅探題や鎮西探題の組織は成立していないので、以下に述べる各種の奉行人は基本的に鎌倉奉行人を対象にしたものと考えてよい。冒頭に掲げた『武家名目抄』や『古事類苑』には様々な名称の奉行ないし奉行人が掲げられているが、鎌倉期に限定してその主要なものを独自の形で以下に分類整理したい。

- (1) 『鎌倉遺文』五六九九号、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一卷 鎌倉幕府法(岩波書店、一九七八年、第九刷) 追加法一 五四～一五八(以下、同書掲載の追加法はその番号のみを掲げる)。
- (2) 前掲書一四八頁以下。
- (3) 上横手雅敬氏は、正元・文応期(二二五九～六二)に六波羅探題の裁判権の強化が進んだと解する(『鎌倉時代政治史研究』(吉川弘文館、一九九一年、二〇頁以下)。なお、鎌倉幕府の検断機構の整備については、西田友広「鎌倉幕府検断体制の構造と展開」(『史学雑誌』一一一編八号、一頁以下)、同「鎌倉時代の朝廷の検断権と幕府——衾宣旨・衾御教書を材料として——」(『日本史研究』四九三号、二七頁以下)、同「鎌倉時代前期における国家的検断権の構造と展開」(『義江彰夫編』『古代中世の政治と権力』(吉川弘文館、二〇〇六年) 六五頁以下)、等を参照。
- (4) 「鎌倉幕府の殺害刃傷検断について」(西川洋一・新田一郎・水林彪編『罪と罰の法文化史』(東京大学出版会、一九九五年) 三三三頁以下)。
- (5) 『鎌倉遺文』七二七〇号。佐藤・池内前掲『中世法制史料集』補遺、補一「西国田文事」(四五六・七頁)にも六波羅奉行人の表現がみ

られる。また、『鎌倉遺文』五三〇九号および追加法九六には京都奉行人の表現があらわれている。六波羅奉行人と同意であろう。

(6) 高橋典幸「中世の収取構造と武家権力」〔歴史学研究〕七五五号、四九頁以下)を参照。

(7) 森前掲書一一〇頁。

(8) 佐藤進一氏は、遠景の鎮西奉行補任を、前年の文治元年(一一八五)末から文治二年(一一八六)初頭のこととする(前掲書一六二頁)。

(9) さしあたり佐藤前掲書一六六頁以下、石井進「日本中世国家史の研究」(岩波書店、一九七〇年)九一頁以下、瀬野精一郎「鎮西御家人の研究」(吉川弘文館、一九七五年)二二頁以下、等を参照。

(10) 佐藤前掲書一九〇頁以下、瀬野前掲書一三六頁以下、等を参照。

(11) 『鎌倉遺文』一八三二二号。

(12) 同右、一六〇八二号。

(13) 前掲書四九・五〇頁。

(14) 『鎌倉遺文』一三三七二二号、佐藤・池内前掲「中世法制史料集」補遺、補一二「異国合戦恩賞事」(四六四・五頁)。

(15) 前掲書一九四頁。

(16) 引付奉行人は評定衆を兼ねることが多かったようであり、鎌倉末期における鎮西評定衆および引付職員については、川添昭二「鎮西評定衆及び同引付衆・引付奉行人」〔九州中世史研究〕一号、一六六頁以下)に詳しい。

(3) 公事・安堵・官途・寺社・雑人奉行

周知のごとく承久の乱の直後に、幕府政治の重要な舵取りをしていた北条政子や大江広元が死去し、両執権を中心とした有力御家人や京下吏僚による合議体制に移行することとなった。『関東評定衆伝』によると、嘉禄元年(一二二五)に一一名の評定衆が任ぜられた。⁽¹⁾以下に叙述する様々な奉行人は、このような幕府中枢を構成する人々を中心に、様々な職務を分掌する際に用いられた表現といつてよい。

もつとも公事奉行人については、まだそのような職務分掌が明確になっていない段階のものといえる。『吾妻鏡』建久二年(一一九二)正月一五日条には、幕府草創期の組織構成が記載されている。そこには政所、問注所、侍所、

それぞれについての役職名と就任者を記載した後に、公事奉行人として七名の名前が掲げられている。五味文彦氏は、「これらはいずれも朝廷での官職を得た、文筆に秀でた官人・文士であった」とし、湯田環氏は「その名のもとにおける活動を過大評価することは禁物」であり、特別な役職につかなかった人々を代表的に挙げたと解する。⁽³⁾ また折田悦郎氏は、「幕政に何らかの決定を行なえるようないわば「沙汰」衆」との対比で、「決定事項を下達、奉行するような「奉行」衆」と位置づけるが、その境界はあまり厳密には考え難いのではなからうか。ちなみに、追加法一三〇にも公事奉行人の表現がみられるが、これは武家奉行人ではなく公家奉行人に関する表現であろう。⁽⁵⁾ 『民経記』仁治三年(一二四二)四月二四日条には、「官掌座次相論」に関連して「公事奉行」という表現がみえ、また仁治二年(一二四二)の「北条朝時書下」にも、名主・百姓が先例によって「郡司催促」に従うべきものとして「公事奉行事」について触れている。「公事奉行」とは、ある一定の社会圏で公的に催される儀式や行事を執り行うこと、あるいはそれに必要な費用負担をすることであり、公事奉行人はその担当を委ねられた者をさすのであろう。『吾妻鏡』嘉祿元年(一二三五)九月二〇日条に、「武州召」集奉行人等、令「対面」給、有「下被」仰合「事」上、各就「賢」不肖「而可」被「加」賞罰「之由」云々」という記事がある。執権の北条泰時が直接に対面し訓辞を垂れ、そして賞罰を加える奉行人等は、幕政にとつての枢要な人々であり、それは公事奉行人に重なる存在といえよう。

安堵奉行人は、文字通り所領の安堵について担当する奉行人である。文永一〇年(一二七三)七月二二日の「東評定事書」の第四条には、次のような規定がみられる。⁽⁷⁾

一 未処分所領相論配分事

云「相論是非」、云「得分多少」、始終於「引付」可「有」沙汰、其訴状等者、安堵奉行人可「賦」也、同御下文施行事、以「配分状」可「付」安堵奉行人、御下文被「成」下「者」、安堵奉行可「下」于給人、

紛争を生じた所領安堵については引付において裁定を下すため、安堵奉行より訴状を引付に回送することになる。裁定が下されたときはその下文は安堵奉行から給人に下付される。⁽⁸⁾『沙汰未練書』によれば、安堵奉行人は本下文や手継讓状および先祖相伝系図等の具書を調査し、特に問題がなければ守護あるいは一門親類に確認した上で安堵することになっている。⁽¹⁰⁾

官途奉行人は、御家人に対する朝廷官職への任官叙爵を担当する奉行人であり、これについては金子拓氏の研究がある。⁽¹¹⁾それによると、官途奉行は恩賞一般を扱う恩沢奉行より建治三年（一二七七）以前に分離新設された職制であり、⁽¹²⁾（成功）任官御免御教書」発給の責任者であり、評定衆というより得宗権力との親密な関係でもって選任されたということである。

寺社奉行人は、寺社にかかわる雑事を担当する奉行人である。『吾妻鏡』建久五年（一一九四）二月二日条には、「御願寺社被_レ定_レ置奉行人一訖、而今日重有_二其沙汰_一、被_レ加_二人数_一」とあり、これ以前より寺社奉行人が置かれていたことがわかる。そして、このときの措置によって寺社奉行人が追加された。鶴岳八幡宮はじめ鎌倉中の四寺社に、それぞれ四名ないし三名の寺社奉行人が定められた。その中には梶原景時や三浦義澄等の有力御家人の名もみえる。建仁三年（一一〇三）にも寺社奉行の任命がなされている。⁽¹²⁾あらたに右大将家法花堂にも寺社奉行人が定められた。頼朝が正治元年（一一九九）に亡くなったことによる。また文永二年（一二六五）には、悪党に対する警固のため信濃国善光寺にそれまで配置されていた四名の奉行人を停止し、以降はその任を当国守護人に委ねることになった。⁽¹³⁾増山秀樹氏は、一三世紀中頃の幕府政治を実質的に支えた清原満定が寺社と深く関わるのは評定衆の立場で奉行に選任された故と解し、満定は問注所を経由することなく訴訟を直接に評定に取り次ぐことを可能にする別奉行的性格を帯びていたと推測する。⁽¹⁴⁾

雑人奉行人は雑務奉行人とも称され、諸国の雑人の雑多な事件を担当する。出挙にともなう質、養子、財産相続、そして軽微な盗罪、等が対象事件となる。雑人奉行人について佐藤進一氏は「項目を設け、『吾妻鏡』の記事等を整理して論じている。⁽¹⁵⁾しかし、雑人訴訟をめぐる問注所との管轄、および雑人奉行人が鎌倉在任か否かについて、明晰を旨とする氏の論稿には珍しくかなり混乱した説明に陥っている。この問題については史料に基づいて詳述すべきかと思うが、浅学非才と非礼をも顧みずとりあえず以下のように考えるべきという大筋だけを述べておく。

佐藤氏は建長二年(一二五〇)の雑人直訴禁止令により諸国雑人訴訟の管轄は問注所となり、雑人奉行人は問注所の支配下にあつたが、その後その支配系統外に立つたと論ずる。佐藤氏が根拠としたのは評定衆義宗が上野国雑人奉行に任ぜられた事実であるが、しかしそのことによつて上野国の雑人訴訟に問注所が全く関与しなくなつたとはおよそ考え難い。もしそうだとすれば、雑人訴訟については問注所と雑人奉行人の二元的な管轄ということになる。雑人奉行は担当する諸国からの雑人訴訟を受け、問注所に実質的審理を行わせ、そしてその判決を下付する。義宗が生存中にも実質的審理は問注所で行つていたことには変わりがない。ただし、雑人奉行の下で実質的審理を行うまでもなく沙汰することもあり得たであろう。勿論、訴訟人がそれで納得しない場合も多かつたと思われる。いずれにせよ雑人奉行人は問注所の支配下にあつたのではなく、上下関係でいえば当初からむしろその上に位置していたのではなからうか。訴訟を受理し、あるいは判決を下付する職掌と、訴訟の実体的な審理過程を担当する職掌とを分別しなかつた点に、佐藤説の陥穽があつたように思われる。当初は雑人奉行人も実際の審理にかかわつたのではないかと思われるが、問注所の組織的整備によりいわば訴訟取次の存在になつたのではないかと思われる。雑人奉行人が鎌倉に在任したか否かについても、基本的には鎌倉に在任したと思われるが、初期には担当の国へいわば巡回裁判のような形で出かけることもあつたのではないかと思われる。

以上、公事・安堵・官途・寺社・雑人といった、職務の分掌とのかかわりで表示された各種の奉行人についてみてきた。その結果、これらは評定衆やそれに準ずる者、あるいは得宗権力に密接な繋がりを有する者、等の幕府権力中枢に大きな影響力を行使し得る人々を中心にして構成されており、それは単なる実務的な官僚とみることはできず、政治的な判断を必要とする政務的な官僚とみるべきであろう。少なくとも実務的な法曹官僚とみることは困難であると思われる。

- (1) 『群書類従』第四輯(続群書類従完成会、一九三三年)二八三頁。
- (2) 前掲書五六頁。
- (3) 『鎌倉幕府草創期の政務と政所』(「お茶の水史学」二九号、一一頁)。
- (4) 『鎌倉幕府前期將軍制についての一考察——実朝將軍期を中心として——』(上)(「九州史学」七六号、一一頁)。
- (5) 『日本思想大系21』『中世政治社会思想』上(岩波書店、一九七二年)四七頁の頭注を参照。なお、興福寺大乘院には評定奉行人が存在した(『鎌倉遺文』二〇六〇号、同二八〇九五号)。
- (6) 『鎌倉遺文』五九五六号。
- (7) 同右、一一三六一号、追加法四五六。
- (8) その後、正応二年(二八九)に下文は安堵奉行人からではなく、引付奉行人から下付されることになったようである(『鎌倉遺文』一六九一三号、追加法六一四)。
- (9) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法(岩波書店、一九七八年、第六刷)三六〇頁。なお、そこには「於関東一有其沙汰、奉行人三方也」という記述があり、前掲『中世政治社会思想』上、四四四頁の補注五五五はこれを基に「関東には三方の安堵奉行がおかれ」と述べるが、しかしながらここにいう奉行人は紛争があった場合のことで引付奉行人と解するべきであろう。
- (10) 弘安七年(二八四)八月一七日の「関東評定事書」に掲載された「条々」の第八条によれば(『鎌倉遺文』一五二八一号、追加法五五五)、この調査との関連で訴陳状を「召調」するということで徒に時を経過することがあったようで、讓状が明確であれば早く安堵の下文を交付し、問題があるのであればすぐに引付に回送すべきとされている。
- (11) 『中世武家政権と政治秩序』(吉川弘文館、一九九八年)二九頁以下。

- (12) 『吾妻鏡』建仁三年(一一〇三)十一月二十五日条。
- (13) 同右、文永二年(一一六五)十一月二十日条。
- (14) 前掲論文三四頁以下。なお、別奉行については後述する。
- (15) 前掲書二六頁以下。